

3 避難所運営の基本方針

区による避難者の救援救護

区は、避難所の設置者として、避難者が安全かつ健康的に避難生活を送れるよう、運営の公平性を確保し、避難所の秩序を維持するとともに、避難者を救援救護する責務を負う。

町会・自治会が中心となった相互扶助と自主的・主体的な行動

避難者は、避難所で共同生活を送る（避難所を運営する）にあたり、本運営基準及び各避難所で定めたルールに従い、町会・自治会を中心に、互いに助け合いながら自主的・主体的に行動する。

要配慮者に対応した避難所運営

避難所では、急激な生活環境の変化や大人数による集団生活の中で、プライバシーや防犯・安全等の面から、女性、妊産婦、子ども、高齢者、障がい者、食物アレルギーのある方、慢性疾患患者及び外国人等の要配慮者や性別に関わらない多様な視点を取り入れた避難所運営に努める。

通勤・通学者や帰宅困難者等への対応

避難所では、区外からの通勤・通学者や外出中に帰宅困難となった者等も受入対象となることから、これらの避難者に対しても、帰宅するまでの一時的な滞在期間中は、地域住民と同様に、救援物資や滞在スペース等を提供する。

なお、混乱を防止するため、それぞれが使用するエリアをあらかじめ区分するなど、施設の使用方法を明確にする。

環境変化への的確な対応

発災直後は、避難者全員の収容を優先し、発災からの時間経過に応じて、避難所の混雑状況によっては、各避難所の開設状況及び混雑状況を確認したうえで、他の避難所に誘導する等、避難者の避難スペースの確保やプライバシー、健康管理の確保に努める。

感染症対策

災害時には、感染症の拡大リスクが高まることから、特に避難所では、衛生状態を保つことが重要である。手指衛生・手洗い、咳エチケット、換気やトイレの衛生管理など可能な範囲で感染対策を実施する。

感染症が蔓延する中で大規模災害が発生し、避難所を開設した際、避難者の中に罹患者等が含まれた場合、避難所内でクラスターが発生し、二次的な被害が拡大する可能性がある。そのため避難所においては、罹患者や発熱等のある避難者とその他の避難者が接触しないよう、避難スペースや動線の分離を行うことにより、感染拡大を防ぐ。